

【別紙】

令和8年度「差別をなくする県民のつどい」委託業務
企画提案審査基準

1 審査基準

- A 内容が、「差別をなくする県民のつどい」の開催趣旨など、主催者が示す事業実施方針に合致したものであること。
- B 内容が独創的、斬新で、かつ実現可能なものであること。
- C 広報宣伝の方法が効果的で、広く県民に周知可能であること。
- D 事業の効果等が把握でき、また、業務の執行体制及び見積経費の積算が妥当であること。

審査基準項目	評価ポイント	配点	
		ポイント別点数	項目合計点
A	①事業の目的を正しく理解し、その目的に沿った的確な提案内容となっているか。	15	40
	②演目（演題）等が、参加者の感性に訴える内容であり、参加者の興味を引くものとなっているか。	15	
	③時間及び進行の設定は適当か。（時間設定や休憩の取り方等）	5	
	④その他特に評価する事項があるか。	5	
B	①独創的で斬新な内容か。	15	25
	②時間及び進行の設定が適当であり、実現可能か。（愛媛県県民文化会館 サブホールで開催できるか。）	5	
	③その他特に評価する事項があるか。	5	
C	①広報宣伝の方法が効果的か。	10	20
	②広く県民に周知可能なものであるか。	5	
	③その他特に評価する事項があるか。	5	
D	①事業の効果・実績が定量的、定性的に把握できるものとなっているか。	5	15
	②見積経費の積算が妥当であるか。	5	
	③責任者や分担等が明確に示され、県の要請に応じて速やかに対応できる体制となっているか。	5	